

統計審議会会長 竹内 啓 殿

総務大臣 片山 虎之助

**諮問第290号**

**平成16年に実施される事業所・企業統計調査（簡易調査）、商業統計調査（簡易調査）及びサービス業基本調査の計画について**

標記について、統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3の規定に基づき、統計審議会の意見を求める。

理 由

総務省は、事業所・企業統計調査（指定統計第2号を作成するための調査）の平成13年調査の実施日以降の事業所及び企業の基本的な構造を明らかにするとともに、各種統計調査実施のための事業所名簿及び企業名簿を整備するため、平成16年に事業所・企業統計調査（簡易調査）を実施することを計画している。

また、経済産業省は、商業統計調査（指定統計第23号を作成するための調査）の平成14年調査の実施日以降の商業活動の実態を明らかにするため、平成16年に商業統計調査（簡易調査）を実施することを計画している。

さらに、総務省は、サービス業を営む事業所の経済活動等の実態を明らかにするため、平成16年にサービス業基本調査（指定統計第117号を作成するための調査）を実施することを計画している。

総務省及び経済産業省は、報告者負担の軽減及び調査の効率的実施を図るため、これらの3調査を、調査票及び調査対象事業所の名簿の一元化等を行うことにより、平成16年6月1日現在で同時に実施したいとしている。

今回の調査計画については、事業所を対象とする大規模な周期調査である3調査を初めて同時に実施しようとするものであり、3調査の重要性にかんがみ、統計需要への的確な対応、報告者負担の軽減、調査の円滑かつ効率的な実施等の観点から検討する必要がある。